

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

規 則	ページ
北九州市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部緑政課】	7 2 7
北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域支援部介護保険課】	7 2 8
北九州市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則【保健福祉局地域支援部介護保険課】	7 3 3
北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改正する規則【産業経済局地域産業振興部商業振興課】	7 3 4
北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	7 3 5
北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	7 3 7
北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	7 3 9
障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	7 4 1
北九州市児童福祉法施行細則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	7 4 3

告 示

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定【環境局環境監視部環境保全課】	7 4 6
定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	7 4 7
通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 2 5 トンである道路の指定【建設局総務部管理課】	7 4 8
北九州市障害福祉サービス支給決定及びサービス利用計画作成費の支給に関する基準の一部を改正する告示【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	7 4 9

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約【 財政局財務部 財政課 】	7 5 0
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約【 財政局財務部財 政課 】	7 5 1
北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務の委託【 環境 局環境未来都市推進室 】	7 5 2
北九州エコタウン事業概要DVDの売払代金の収納事務の委託【 環境 局環境未来都市推進室 】	7 5 3
道路の区域変更【 建設局総務部管理課 】	7 5 4
道路の供用開始【 建設局総務部管理課 】	7 5 6
道路の区域決定【 建設局総務部管理課 】	7 5 7
道路の区域変更【 建設局総務部管理課 】	7 6 6
道路の供用開始【 建設局総務部管理課 】	7 7 9
北九州市立小池学園等の指定管理者【 保健福祉局障害福祉部障害福祉 課 】	7 9 2

公 告

都市公園の供用開始【 建設局公園緑地部公園管理課 】	7 9 3
都市公園の区域変更【 建設局公園緑地部公園管理課 】	7 9 4
都市公園の名称変更【 建設局公園緑地部公園管理課 】	7 9 5
特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【 契約室契約課 】	7 9 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則

都市緑地法の一部改正に伴い、身分証明書の様式を改めることにしました。
この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 保険料の減免に係る保有する資産の要件を改めることにしました。
- 2 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス事業者等の指定の申請等に係る手続を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

地方自治法施行令の一部改正に伴い、有料老人ホームの設置の届出等に係る規定を定めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改正する規則

補助対象事業のモデル商店街支援事業の事業内容を変更することにしました。

。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。
- 2 障害者自立支援法の経過措置の終了に伴い、旧法施設支援に係る規定を削除することにしました。
- 3 知的障害者に係る措置に要する費用の徴収額の算定について、所得税法等の改正によって生じる影響を調整するための規定を加えることにしました。

この規則は、1及び2については平成24年4月1日から、3については同年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。
- 2 障害者自立支援法の経過措置の終了に伴い、旧法施設支援に係る規定を削除することにしました。
- 3 身体障害者に係る措置に要する費用の徴収額の算定について、所得税法等の改正によって生じる影響を調整するための規定を加えることにしました。
この規則は、1及び2については平成24年4月1日から、3については同年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、障害児に係る施設の種類等を改めることにしました。
- 2 保育費の徴収額等の算定について、所得税法等の改正によって生じる影響を調整するための規定を加えることにしました。
- 3 家庭的保育事業を利用している児童について、保育費の多子軽減の対象とすることにしました。
この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。主な内容は次のとおりです。

- 1 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、障害者自立支援法により市が当該額を定める場合に基準とするべき額としました。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請等に係る手続を定めることにしました。
- 3 指定障害福祉サービス事業者等の指定をしたとき等に公示する事項を定めることにしました。
- 4 特例地域相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の額は、障害者自立支援法により市が当該額を定める場合に基準とするべき額としました。
- 5 指定障害福祉サービス事業等の開始等の届出に係る手続を定めることにしました。

この規則は平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉法施行細則

児童福祉法の施行に関し、必要な事項を定めることにしました。主な内容は次のとおりです。

- 1 特例障害児通所給付費の額について定めることにしました。
- 2 障害児通所給付費の額の特例、特例障害児通所給付費の額の特例及び障害児入所給付費の額の特例について定めることにしました。
- 3 障害児通所支援事業者等の指定の申請等に係る手続を定めることにしました。
- 4 障害児通所支援事業者等の指定をしたとき等に公示する事項を定めることにしました。
- 5 特例障害児相談支援給付費の額について定めることにしました。

この規則は平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第32号

北九州市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則

北九州市都市緑地法施行細則（昭和49年北九州市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第10号様式中「この条において」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第11号様式中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の第10号様式及び第11号様式による身分証明書で現に効力を有するものは、改正後の第10号様式及び第11号様式による身分証明書とみなす。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第33号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 介護サービスの質の評価（第18条―第27条）」を「第5章 介護サービス事業者の指定等（第18条―第27条）」に、「第6章 介護サービスの質の評価（第28条―第44条）」を「第7章」に、「第28条」を「第45条・第46条」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書」を「介護保険居宅サービス費等支給申請書（兼口座振込依頼書）」に改め、同条各号を削る。

第9条中「第42条第2項」を「第42条第3項」に、「第54条第2項」を「第54条第3項」に改める。

第10条第3項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書」を「介護保険利用者負担額減額・免除申請書（次項において「申請書」という。）」に改め、同項各号を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書」を「介護保険料徴収猶予申請書」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「その旨を市長に申告しなければ」を「介護保険料徴収猶予・減免理由消滅申告書を市長に提出しなければ」に改める。

第14条の2第2項第2号中「200万円」を「350万円」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書」を「次に掲げる申請書」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 条例第16条第1号から第5号までのいずれかに該当する場合にあっては、介護保険料減免申請書（1～5号減免用）
- (2) 条例第16条第6号に該当する場合にあっては、介護保険料減免申請書（6号減免用）

第15条第4項中「その旨を市長に申告しなければ」を「介護保険料徴収猶予・減免理由消滅申告書を市長に提出しなければ」に改める。

第17条第2項中「申請書」を「介護保険料延滞金減免申請書」に改める。

第28条中「市長」を「保健福祉局長」に改め、同条を第46条とし、第6

章中同条の前に次の1条を加える。

(帳票の様式)

第45条 この規則に定める帳票の様式は、別に保健福祉局長が定める。

第6章を第7章とする。

第5章中第27条を第44条とし、第24条から第26条までを17条ずつ繰り下げる。

第23条第4項中「第21条第3項」を「第38条第3項」に改め、同条を第40条とする。

第22条を第39条とし、第21条を第38条とし、第20条を第37条とし、第19条の7を第36条とし、第19条の6を第35条とする。

第19条の5第2号中「第19条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第19条の2第1号ただし書」を「第31条第1号ただし書」に、「第19条第1項第2号」を「第30条第1項第2号」に改め、同条第7号才中「第19条の2第2号」を「第31条第4号」に改め、同条第8号カ中「第19条の2第4号」を「第31条第4号」に改め、同条を第34条とする。

第19条の4を第33条とし、第19条の3を第32条とし、第19条の2を第31条とし、第19条を第30条とし、第18条の2を第29条とする。

第18条各号列記以外の部分中「別に定める申請書」を「介護サービス第三者評価機関認定申請書」に改め、同条第2号中「第19条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条を第28条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 介護サービス事業者の指定等

(指定等の申請)

第18条 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第115条の2第1項及び第115条の22第1項の規定による申請は、指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設指定(許可)申請書により行うものとし、法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請書により行うものとする。

2 法第70条の2第1項(法第115条の11及び第115条の31において読み替えて準用する場合を含む。)、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第94条の2第1項の規定による申請は、指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所・介護保険施設指定(許可)更新申請書により行うものとし、法

第78条の12及び法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書により行うものとする。

(特定施設入居者生活介護の指定の変更申請)

第19条 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請は、特定施設入居者生活介護指定変更申請書により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第20条 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書(法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。

(変更の届出等)

第21条 法第75条、第78条の5、第82条、第89条、第99条、第115条の5、第115条の15及び第115条の25の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項(法第89条及び第99条の規定による届出にあっては、開設者の住所その他の省令で定める事項)の変更に係るものにあつては変更届出書、事業(法第99条の規定による届出にあっては、施設。以下この条において同じ。)の再開に係るものにあつては再開届出書、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止(休止)届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第22条 法第78条の8及び第91条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書により行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請)

第23条 法第94条第2項の規定による変更の許可の申請は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第24条 法第95条の規定による承認の申請は、介護老人保健施設管理者承認申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告に係る許可の申請)

第25条 法第98条第1項第4号の事項に係る許可の申請は、介護老人保健施設広告事項許可申請書により行うものとする。

(業務管理体制の届出)

第26条 法第115条の32第2項の規定による届出及び同条第4項の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制に係る届出書により行うものとする。

2 法第115条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書により行うものとする。

(情報の提供)

第27条 市長は、第18条から前条までの規定に係る指定、許可、承認又は申出若しくは届出の受領（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、国、都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 指定等に係る事業者、施設の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等の有効期間満了日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) 業務管理体制の整備に関する届出事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文（法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定により、法第41条第1項本文又は法第53条第1項本文の指定があったものとみなされる場合について準用する。

付則に次の1項を加える。

(指定介護療養型医療施設に係る申請等の特例)

5 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の各号に規定する申請等については、第5章に規定するもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第72条第1項ただし書の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。
- (2) 旧介護保険法第107条の2第1項の規定による申請は、指定居宅

サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所
・指定介護予防支援事業所・介護保険施設指定（許可）更新申請書により
行うものとする。

（３） 旧介護保険法第１０８条第１項の規定による申請は、指定介護療養
型医療施設指定変更申請書により行うものとする。

（４） 旧介護保険法第１１１条の規定による届出は、変更届出書により行
うものとする。

（５） 旧介護保険法第１１３条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出
書により行うものとする。

付 則

（施行期日）

１ この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第１４条の２第２項第２号の規定は、平成２４年度以後の年度分
の保険料について適用し、平成２３年度までの保険料については、なお従前
の例による。

北九州市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第34号

北九州市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

北九州市老人福祉法施行細則（昭和42年北九州市規則第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第23条）」を
「第5章 有料老人ホーム（第23条—第26条）
第6章 雑則（第27条）」に改める。

第5章中第23条を第27条とし、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 有料老人ホーム

（有料老人ホーム設置届）

第23条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届によらなければならない。

（有料老人ホーム変更届）

第24条 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム変更届によらなければならない。

（有料老人ホーム廃止（休止）届）

第25条 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止（休止）届によらなければならない。

（改善命令による有料老人ホーム措置結果報告書）

第26条 有料老人ホームの設置者は、法第29条第11項の規定により施設の設備又は運営の改善を命じられたときは、これに基づき採った措置について、有料老人ホーム措置結果報告書により、その命令を受けた日から30日以内に、市長に報告しなければならない。

別表中「（第23条関係）」を「（第27条関係）」に改め、同表に次の4号を加える。

（26） 有料老人ホーム設置届

（27） 有料老人ホーム変更届

（28） 有料老人ホーム廃止（休止）届

（29） 有料老人ホーム措置結果報告書

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第35号

北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の一部を改
正する規則

北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則（昭和51年北九州市
規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1のモデル商店街支援事業の項中「商店街活性化総合支援事業（以下
「総合支援事業」を「商店街活性化計画づくり支援事業（以下「計画づくり支
援事業」に、「総合支援事業」を「計画づくり支援事業」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の別表第1に掲げる補助対象事業については、なお従前の例による

。

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第36号

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則（昭和46年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第9項又は第10項」を「第8項又は第9項」に、「第11項若しくは第14項から第17項」を「第10項若しくは第13項から第16項」に改め、「若しくは支援法附則第20条に規定する旧法施設支援の措置（通所に係る措置に限る。）」及び「若しくは支援法附則第20条に規定する旧法施設支援の措置（入所に係る措置に限る。）」を削る。

別表第1の注書第1項中「同条第10項」を「同条第9項」に、「同条第9項」を「同条第8項」に改め、同表の注書第3項中「（昭和22年法律第175号）の規定」の次に「その他市長が別に定める方法」を加える。

別表第2の徴収額（月額）の欄中「入所」を「入所等」に改め、同表の備考の項を削り、同表の注書第2項中「入所」を「入所等の場合」に、「第5条第6項の療養介護及び同条第12項の施設入所支援並びに支援法附則第20条に規定する旧法施設支援に係る入所」を「第5条第11項の施設入所支援又は障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第1項第7号の宿泊型自立訓練の措置を受け、かつ、支援法第5条第7項の生活介護、同条第13項の自立訓練、同条第14項の就労移行支援又は同条第15項の就労継続支援の措置を受ける場合」に改め、同表の注書第3項中「通所等」を「通所等の場合」に、「第5条第7項」を「第5条第6項の療養介護、同条第7項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「同条第17項」を「同条第16項」に、「並びに支援法附則第20条に規定する旧法施設支援に係る通所」を「の措置を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）」に改め、同表の注書第4項中「入所」を「入所等」に改め、「又は旧法施設支援費基準額（障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）別表に準じて算定した額をいう。以下同じ。）」及び「又は当該旧法施設支援費基準額」を削る。

別表第3の徴収額（月額）の欄中「入所」を「入所等」に改め、「又は旧法

施設支援費基準額」を削り、同表の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考とし、同表の注書第1項中「入所」を「入所等」に改め、「又は旧法施設支援費基準額」及び「又は当該旧法施設支援費基準額」を削る。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の注書第3項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第37号

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則（昭和61年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第9項又は第10項」を「第8項又は第9項」に、「第11項若しくは第14項から第17項」を「第10項若しくは第13項から第16項」に改め、「若しくは支援法附則第20条に規定する旧法施設支援の措置（通所の措置に限る。）」及び「若しくは支援法附則第20条に規定する旧法施設支援の措置（入所の措置に限る。）」を削る。

別表第1の注書第1項中「同条第10項」を「同条第9項」に、「同条第9項」を「同条第8項」に改め、同表の注書第3項中「（昭和22年法律第175号）の規定」の次に「その他市長が別に定める方法」を加える。

別表第2の備考の項を削り、同表の注書第1項中「入所等」を「入所等の場合」に、「第5条第6項の療養介護及び同条第12項の施設入所支援並びに支援法附則第20条に規定する旧法施設支援に係る入所」を「第5条第11項の施設入所支援又は障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第1項第7号の宿泊型自立訓練の措置を受け、かつ、支援法第5条第7項の生活介護、同条第13項の自立訓練、同条第14項の就労移行支援又は同条第15項の就労継続支援の措置を受ける場合」に改め、同表の注書第2項中「通所等」を「通所等の場合」に、「第5条第7項」を「第5条第6項の療養介護、同条第7項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に、「同条第17項」を「同条第16項」に、「並びに支援法附則第20条に規定する旧法施設支援に係る通所」を「の措置を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）」に改め、同表の注書第4項中「又は旧法施設支援費基準額（障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）別表に準じて算定した額をいう。以下同じ。）」及び「又は当該旧法施設支援費基準額」を削る。

別表第3のD14の項中「又は旧法施設支援費基準額」を削り、同表の備考第1項及び第2項を削り、同表の備考第3項を同表の備考とし、同表の注書第

1 項中「又は旧法施設支援費基準額」及び「又は当該旧法施設支援費基準額」を削る。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の注書第3項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第38号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条第1号」を「第51条第2号」に、「第51条第2号」を「第51条第3号」に、「第51条第3号」を「第51条第4号」に、「第4号」を「第5号」に改める。

第2条第1項第5号中「施設 入所者」の次に「（児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）への通所の措置を受けている者を含む。）」を加え、「各月の初日における年齢が20歳未満の」、「入所者（各月の初日における年齢が20歳以上の者に限る。）については別表3に」及び「それぞれの」を削り、同条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第2条の2第1項中「措置のうち、」の次に「児童発達支援（法第6条の2第2項の児童発達支援をいう。以下同じ。）、医療型児童発達支援（法第6条の2第3項の医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）（それぞれ児童発達支援センターへの通所の措置を除く。）若しくは放課後等デイサービス（法第6条の2第4項の放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は」を加え、「又は第8項から第10項まで」を「、第8項若しくは第9項」に、「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第1の備考第2項中「（昭和22年法律第175号）の規定」の次に「その他市長が別に定める方法」を加え、同表の備考第4項各号列記以外の部分中「、知的障害児通園施設（児童福祉法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）、難聴幼児通園施設（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。）、肢体不自由児施設通園部（同法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設の通園部及び同令第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。）」を削り、「情緒障害児短期治療施設通所部（同法」を「情緒障害児短期治療施設通所部（法」に、「児童デイサービス（障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。）」を「児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業（法6条の3第9

項に規定する家庭的保育事業をいう。) (以下「児童発達支援等」という。)
」に改め、同項各号中「児童デイサービス」を「児童発達支援等」に改める。

別表第2の徴収額(月額)の欄中「知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同表の備考第2項第3号中「法第24条の2の障害児施設給付費」を「法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費」に、「、障害者自立支援法」を「及び障害者自立支援法」に、「第14項から第16項」を「第13項から第15項」に改め、「及び同法附則第22条の特定旧法受給者」を削り、同表の備考第4項各号列記以外の部分中「法第24条の2の障害児施設給付費」を「法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費」に改め、同項第1号中「施設入所児童等(」の次に「法第21条の6又は」を加え、「法第24条の2の障害児施設給付費」を「法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費」に改め、同項第2号中「障害児施設給付費」を「障害児通所給付費又は障害児入所給付費」に、「法第24条の20に規定する障害児施設医療」を「法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療」に改め、同表の備考第6項中「知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設又は難聴幼児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同表の注書中「肢体不自由児療護施設」を「障害児入所施設」に改め、「、知的障害児施設」、「、盲児施設、ろうあ児施設」及び「、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関(法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)、重症心身障害児施設」を削る。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

別表5の徴収額の欄中「児童デイサービス」を「児童発達支援及び放課後等デイサービス」に改め、同表の注書中「別表」の次に「又は児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表」を加え、同表を別表第4とする。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第39号

障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法及び北九州市障害者自立支援法施行条例の施行に関する規則（平成18年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条第2項」を「第30条第3項」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した費用の額（その額が現に指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）又は基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額又は基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する」を「同項の規定により市が当該額を定める場合に基準とするべき」に改める。

第3条第1項中「割合」を「額」に、同条第2項第1号中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第11条を第20条とし、第10条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（帳票の様式）

第19条 この規則に定める帳票の様式は、保健福祉局長が別に定める。

第9条を第17条とし、第5条から第8条までを8条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の8条を加える。

（指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請）

第5条 法第36条第1項、第38条第1項又は第51条の19第1項の規定による指定の申請は、指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定申請書により行うものとする。

2 法第51条の20第1項の規定による指定の申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書により行うものとする。

（特定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請）

第6条 法第37条第1項又は第39条第1項の規定による指定の変更の申請は、特定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設変更指定申請書により行うものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等の変更の届出等)

第7条 法第46条又は第51条の25の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則で定める事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定障害者支援施設の指定の辞退)

第8条 法第47条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書により行うものとする。

(公示)

第9条 法第51条及び第51条の30第1項若しくは第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業所又は施設の名称及び所在地

(2) 事業者又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(3) 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(4) 障害福祉サービス又は相談支援の種類

(5) 事業の主たる対象者

(6) 事業所又は施設の事業所番号

(特例地域相談支援給付費の額)

第10条 法第51条の15第2項に規定する特例地域相談支援給付費の額は、同項の規定により市が当該額を定める場合に基準とするべき額とする。

(特例計画相談支援給付費の額)

第11条 法第51条の18第2項に規定する特例計画相談支援給付費の額は、同項の規定により市が当該額を定める場合に基準とするべき額とする。

(障害福祉サービス事業等の開始等の届出)

第12条 法第79条第2項又は第3項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等開始・変更届出書により行うものとする。

2 法第79条第4項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等廃止・休止届出書により行うものとする。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市児童福祉法施行細則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第40号

北九州市児童福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の施行については、法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「政令」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(特例障害児通所給付費の額)

第2条 法第21条の5の4第2項に規定する特例障害児通所給付費の額は、同項の規定により市が当該額を定める場合に基準とするべき額とする。

(障害児通所給付費等の額の特例)

第3条 法第21条の5の11第1項の規定による障害児通所給付費の額の特例、同条第2項の規定による特例障害児通所給付費の額の特例及び法第24条の5の規定による障害児入所給付費の額の特例(以下「障害児通所給付費等の額の特例」という。)を適用する場合において、法第21条の5の11又は法第24条の5の規定により市が定める額は、市長が別に定める。

2 障害児通所給付費等の額の特例の適用を受けようとする障害児の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める区分に応じ、当該児の保護者の居住地を管轄する福祉事務所長又は児童相談所長に申請しなければならない。

(1) 氏名、生年月日及び住所並びに法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の番号又は法第24条の3第6項に規定する入所受給者証の番号

(2) 省令第18条の25各号又は省令第25条の15各号の規定に該当する事情

3 福祉事務所長又は児童相談所長は、前項の規定による申請について障害児通所給付費等の額の特例を適用すると決定したときは、その旨、その適用期間その他市長が必要と認める事項を書面により申請者に通知する。

4 福祉事務所長又は児童相談所長は、第2項の規定による申請について障害児通所給付費等の額の特例を適用しないと決定したときは、その旨その他市長が必要と認める事項を書面により申請者に通知する。

(障害児通所給付費等の額の特例の取消し)

第4条 福祉事務所長又は児童相談所長は、虚偽の申請その他の不正の行為により障害児通所給付費等の額の特例の適用を受けた者がいるとき、又は資力の回復その他の事情の変化により障害児通所給付費等の額の特例の適用が不適切であると認められるときは、直ちに、当該適用の決定を取り消し、かつ、当該不正の行為により当該適用を受けた日又は当該事情の変化があった日から当該適用の決定を取り消した日の前日までの間に支払を免れた額に相当する額の徴収を行うものとする。

(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請)

第5条 法第21条の5の15第1項又は第24条の9第1項の規定による指定の申請は、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の28第1項の規定による指定の申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書により行うものとする。

(指定障害児通所支援事業者等の変更の届出等)

第6条 法第21条の5の19、第24条の13又は第24条の32の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項(法第24条の13の規定による届出にあっては、設置者の住所その他の省令で定める事項)の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定障害児入所支援施設の指定の辞退)

第7条 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書により行うものとする。

(公示)

第8条 法第21条の5の24、第24条の18及び第24条の37の規定による公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 事業者又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (4) 支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所又は施設の事業所番号

(特例障害児相談支援給付費の額)

第9条 法第24条の27第2項に規定する特例障害児相談支援給付費の額は、同項の規定により市が当該額を定める場合に基準とするべき額とする。

(帳票の様式)

第10条 この規則に定める帳票の様式は、保健福祉局長が別に定める。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、当該事項に係る事務を所管する局長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。